

宮医発第 号
令和4年8月 日

郡市医師会長 殿

公益社団法人 宮城県医師会
会長 佐藤和宏
常任理事 登米祐也
(公印省略)

「オンライン資格確認の原則義務化」について

本会活動の推進には、日頃より格段のご指導ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、標記の件について、ご心配や不安の声が県医師会へ届いております。今回、日医理事会打ち合わせ会で資料が提出されましたので、ご送付いたします。

日医としては、「オンライン資格確認の原則義務化」の推進は基本的には賛成であるが、導入維持に対する十分な財政支援や丁寧な周知広報が必要だとの見解です。オンライン資格確認導入補助金は令和5年3月31日までに導入を完了し、同年6月30日までに申請することが要件となります。顔認証付きカードリーダーは受注生産となっており、申込から配送まで4ヵ月程度必要であることを踏まえると、年度内の導入に向けては遅くとも9月までにはカードリーダー申込みが必要と、支払基金では言っています。これらの事情をご賢察下さり、申込頂くようお願い致します。なお、質問などがあれば、本会事務局にお願い致します。

また、医療機関向けポータルサイトに詳細な情報が掲載されておりますので併せてご確認いただきますようよろしくお願ひいたします。

記

【医療機関向けポータルサイト】

<https://www.iryohoken.jyoho-portalsite.jp/>

才 ノ ル テ イ ヌ 資 格 確 認 に こ っ し い て

2022年7月26日
理事打合会

経済財政運営と改革の基本方針2022（2022.6.7閣議決定）

（社会保障分野における経済・財政一体改革の強化・推進）

医療・介護費の適正化を進めるとともに、医療・介護分野でのDXを含む技術革新を通じたサービスの効率化・質の向上を図るため、デジタルヘルスの活性化に向けた関連サービスの認証制度や評価指針による質の見える化やイノベーション等を進め、同時にデータヘルス改革に関する工程表にのっとりPHRの推進等改革を着実に実行する。

オンライン資格確認について、保険医療機関・薬局に、2023年4月から導入を原則として義務付けるとともに、導入が進み、患者によるマイナンバーカードの保険証利用が進むよう、関連する支援等の措置を見直す。2024年度中を目標に保険者による保険証発行の選択制の導入を目指し、さらにオンライン資格確認の導入状況等を踏まえ、保険証の原則廃止を目指す。

「全国医療情報プラットフォーム*の創設」、「電子カルテ情報の標準化等」及び「診療報酬改定DX」の取組を行政と関係業界が一丸となって進めるとともに、医療情報の利活用について法制上の措置等を講ずる。そのため、政府に総理を本部長とし関係閣僚により構成される「医療DX推進本部（仮称）」を設置する。

*オンライン資格確認等システムのネットワークを拡充し、レセプト・特定健診等情報に加え、予防接種、電子処方箋情報、自治体検診情報、電子カルテ等の医療（介護を含む）全般にわたる情報をについて共有・交換できる全国的なプラットフォームをいう。

オンライン資格確認と全国医療情報プラットフォーム

「オンライン資格確認」という言葉だと、単に医療機関がオンラインで患者の保険資格確認を行えることだけのように受け止めがちであるが、そうではない。

医療機関がオンライン資格確認を導入することで、安心安全に医療機関がつながる全国的なネットワークが形成されることがある。

オンライン資格確認は、今後の日本の医療で必須となる医療DX、全国医療情報共有基盤である、「全国医療情報プラットフォーム」に発展するもの寄り、これは安心安全で質の高い医療提供、かかりつけ医機能の発揮に寄与する基盤もある。

そのためには全ての医療機関で導入されることは望ましく、日本医師会としても普及協力している。

【全国医療情報プラットフォーム上で運用される仕組みや患者同意の下で共有される情報】

2022年7月現在	特定健診情報、レセプト由来の薬剤情報
2022年9月～	レセプト由来の診療情報（除：病名、手術情報）
2023年1月～	電子処方箋
2023年5月～	レセプト由来の手術情報
2025年度以降	電子カルテ情報交換サービス（仮称）*

*PFを通じて電子カルテ情報の共有・交換が広く行われるようになるまでの間は、地域医療介護総合確保基金等を活用して構築された地域医療情報連携ネットワークも引き続き機能し、併存する。（民主党「医療DX令和ビジョン2030」留意事項）

オンライン資格確認の「更なる対策」

オンライン資格確認については、令和5年3月末までに概ね全ての医療機関及び薬局へのシステムの導入を目指して取組を進めているが、運用開始施設は2割弱に留まっている。データヘルスの基盤となるオンライン資格確認の導入目標を達成するための「更なる対策」として、以下の①～③を実施することが必要ではないか。

- ① 令和5年4月から保険医療機関・薬局におけるシステム導入について原則として義務化する。
- ② 医療機関・薬局でのシステム導入が進み、患者によるマイナンバーカードの保険証利用が進むよう、開運する財政措置を見直す（診療報酬上の加算の取扱については、中医協で検討）。
- ③ 令和6年度中を目途に保険者による保険証発行の選択制の導入を目指す。
さらに、上記以外で保険証を利用する機関（訪問看護、柔整あはき等）のオンライン資格確認の導入状況等を踏まえ、保険証の原則廃止（※）を目指す。
※ 加入者が申請があれば保険証は交付される

（マイナンバーカードの保険証利用等）

今回掲げられた「全国医療情報プラットフォームの創設」や「電子カルテ情報の標準化」に対しては、日本医師会がこれまで主張してきたことと合致するとして、全面的に協力する姿勢を示す一方で、①オンライン資格確認の原則義務化、②保険証の原則廃止一等に関するそれぞれ要望を行った。

①については、日本歯科医師会、日本薬剤師会と共に推進協議会を立ち上げ、普及促進に取り組んでいいると報告した上で、「コロナ禍や機材の供給不足、ベンダーの対応能力等の状況を考えれば、2023年4月からの原則義務化は現場感覚としてはスケジュール的に難しい」と指摘。医療現場や国民に混乱を来すことのないよう、導入・維持に対する十分な財政支援、丁寧な周知・広報による国民・医療機関双方の理解の醸成を求めた。

②では、マイナンバーカードの取得が国民の義務ではないことを踏まえて、マイナンバーカードを取得しないことで保険医療を受けにくくなる国民が出ることのないよう配慮を求めた。

第9回オンライン資格確認等検討会議（2022.7.11）

厚生労働省より、2022年7月3日時点での普及状況の資料が示される。

※下記はその後アップデートされた7月10日時点の数字

1. 認証付きカードリーダー申込数

138,148施設 (60.1%) / 229,700施設

(2022/7/10時点)

※ オンライン資格確認の導入予定施設数

	施設数	割合
病院	6,591	80.4%
医科診療所	43,771	48.8%
歯科診療所	36,443	51.6%
薬局	51,343	83.9%

2. 準備完了施設数（カードリーダー申込数の内数）

67,349施設 (29.3%) / 229,700施設

※ 院内システムの改修などが完了している施設数

	施設数	割合
病院	3,816	46.6%
医科診療所	18,561	20.7%
歯科診療所	14,761	20.9%
薬局	30,211	49.4%

3. 運用開始施設数（準備完了施設数の内数）

57,317施設 (25.0%) / 229,700施設

	施設数	割合
病院	3,395	41.4%
医科診療所	15,123	16.9%
歯科診療所	12,031	17.0%
薬局	26,768	43.8%

第9回オンライン資格確認等検討会議（2022.7.11）

（長島公之構成員の発言）

日本医師会は、オンライン資格確認について資格確認のメリット以上に基盤を利用し地域の情報共有ができることが、より安心安全、質の高い医療に繋がると考え、全面的に協力してきた。特定健診等情報や薬剤情報の閲覧件数が増えていることは良い傾向である。

来年1月からは、電子処方箋の運用が始まると、薬剤情報の共有が可能になる。さらに、電子カルテの3文書、6情報を作成した共有ができるようになり、イシフラーとなる。そのうえで、資料上の今後の取組は非常に重要なため、進めていただきたい。

日本医師会では、日本歯科医師会、日本薬剤師会と協力して、オンライン資格確認推進協議会を設置した。様々な課題の解決に向けて、関係者と協力し、速やかな普及を目指す。

一方、オンライン資格確認の導入が困難な層の解決が十分にできていないと考える。オンライン資格確認の導入義務化に向けて、レセプトをオンライン請求ではなく、電子・紙媒体での請求を行つておりネットワーク等が整備されていない医療機関に対しては、特別な配慮・支援が必要となる。費用の負担についても経済的支援として全額補助が望ましい。

（厚生労働省保険局の回答）

オンライン資格確認の原則義務化について、保険医療養担当規則により義務化を検討している。義務化の例外を含む具体的な内容は中央社会保険医療保険部会で議論いただきたいと考えている。

医療機関、薬局向けの補助については、診療所で3/4、その他は1/2とし、一定額の上限のと補助を行つている。オンライン資格確認の導入が進むよう財政当局と調整を行い、緊急にお示しすることが医療機関、薬局のオンライン資格確認導入の促進につながると考えているため、速やかに対応を行っていく。

松本会長マスコミ共同取材（2022.7.14）

（オンライン資格確認の原則義務化についての見解）

オンライン資格確認を導入することにより、全国の医療機関が安心安全につながるネットワーク基盤が構築でききます。この基盤は、今後の医療DXに不可欠なものになると期待して、日本医師会としてもオンライン資格確認の普及促進に協力しております、最終的に全ての医療機関への導入を目指すことについては賛成です。

一方、コロナ禍による医療現場の疲弊や、世界的な半導体不足による必要機材の供給不足、ベンダーの対応能力の不十分さや、導入費用が補助金限度額を超えるケースがあるなど、様々な要因で導入が思うように進んでいないのも事実です。

現状の普及率や、すぐには解決できない課題もあろうかと思いますので、現場感覚としては、来年4月の原則義務化というものは、スケジュール的に難しいと考えてはいますが、日本歯科医師会、日本薬剤師会と共に設置したオンライン資格確認推進協議会の活動などを通じて、厚労省や支払基金、工業会と協力して、これらの課題解決と普及促進を図っていきます。

また、「原則」「例外」の要件や猶予期間などについて、しっかりと議論し、現場の医療機関や患者さんたちに極力混乱を招かないよう、導入・維持に対する十分な財政支援や、丁寧な周知・広報による国民・医療機関双方の理解の醸成を求めてまいります。

保険証の原則廃止についても、オンライン資格確認が100%達成された後の最終的な目標としては理解できますが、マイナンバーカードの取得は義務ではありませんので、取り残される国民や医療機関が決して出ることがないような対応が必要だと考えています。

<p>Q. 今回のオンライン資格確認に併せてオンライン請求も実施しようと考えています。オンライン請求関係の部分についても補助対象となりますか。</p>	<p>A. オンライン資格確認のために院外ネットワークを敷設し、そのネットワークをオンライン請求と共に用する場合の初期費用などが補助対象となります。</p>
<p>Q. 保険医療機関等ごとに設定されている現物提供の対象台数を超える顔認証付きカードリーダーを購入した場合は、補助金の交付対象となりますか。</p>	<p>A. 現物提供の対象台数を超えた分は、実施要領第2の1(2)に該当し、1/2又は3/4の補助率による補助の対象となります。</p>
<p>Q. 顔認証付きカードリーダーを導入せずに、汎用カードリーダーを購入し、オンライン資格確認のためのシステム改修をした場合は、補助金の交付対象となりますか。</p>	<p>A. 顔認証付きカードリーダーを導入しない場合は、オンライン資格確認のシステム改修に要する費用等を含め、全て補助金の交付対象外となります。（なお、顔認証付きカードリーダーの予備として汎用カードリーダーを整備する場合は、当該汎用カードリーダーも含めて、実施要領第2の1(2)に該当します。）</p>
<p>Q. 9.9万円を超える顔認証付きカードリーダーは、第2の1(1)及び2の提供対象として支払基金に申し込まれますが、第2の1(2)の補助対象となりますか。【2020.7.3厚生労働省 Q&A】</p>	<p>A. 対象となりません。下記の補助金対象一覧をご参照ください。</p>
<p>Q. 顔認証付きカードリーダーを導入しない場合は第2の1(2)も補助されないとこのことですが、仮に9.9万円を超える顔認証付きカードリーダーを、支払基金を通さずに購入した場合には、顔認証付きカードリーダー以外の費用であるシステム改修費用等を第2の1(2)の対象として補助金申請してよいでしょうか。</p>	<p>A. 9.9万円を超える顔認証付きカードリーダーであつても自己負担で導入した場合は、オンライン資格確認のシステム改修に要する費用は、実施要領第2の1(2)に該当し、補助金の交付対象となります。</p>
<p>Q. 補助金の交付対象となるオンライン資格確認等の導入に必要となる機器の導入やシステム改修等を行った後に発生した機器の故障等の対応費用は、補助金の交付対象となりますか。</p>	<p>A. オンライン資格確認の導入及び導入に伴ラッシュシステム改修等に必要となる費用の補助を目的としていますので、導入後に発生した機器の故障等の対応費用に関する費用は、補助金の交付対象外となります。</p>
<p>Q. オンライン資格確認の導入を実施するために、未導入であったレセプトのオンライン請求の回線環境を導入した場合、補助金の交付対象となりますか。</p>	<p>A. オンライン資格確認に必要な回線のため、補助金の交付対象となります。なお、オンライン資格確認の導入に限りなく単にオンライン請求の回線環境を導入する場合は、補助金の対象外となります。</p>
<p>Q. システム改修後の業者からの実地指導は、補助の対象となりますか。</p>	<p>A. システム改修後の実地指導も補助の対象となります。例えば、令和3年10月から開始される薬剤情報の閲覧に必要な実地指導に要する費用も補助の対象となりますが、補助金申請時に領収書、領収書内訳書の添付が必要です。このため、実地指導に要する費用を請求する場合には、実地指導を行ったのち実施要領第2の1(2)の費用としてシステム改修経費と併せて申請を行ってください。（将来必要となる実地指導の経費を予め申請することはできません。）</p>

<p>Q. オンライン資格確認や特定健診情報の閲覧は令和3年3月から、薬剤情報の閲覧は令和3年10月から開始されます。このため、先にオンライン資格確認及び特定健診情報の閲覧の導入に関するシステム整備を行い、薬剤情報の閲覧に必要となるシステム整備は追つて対応するという段階的な導入を検討していますが、その場合、補助金の交付申請を複数回に分けて実施することは可能でしょうか。</p> <p>Q. 保険証の個人を識別する2桁の番号追加対応に係るレセコンのシステム改修は、補助金の交付対象となりますか。</p>	<p>A. 二重請求防止等の観点から、同一保険医療機関等における複数回申請は認めておりません（2回目以降の申請は、補助金の交付対象事業であっても不交付決定になります）。このため、オンライン資格確認等の導入を段階的に実施いただく場合でも、補助金の交付申請は、実施要領第2の1の全ての交付対象事業完了後にまとめて実施してください。</p> <p>A. 补助金対象外です。ただし、オンライン資格確認システムとの連携に必要な部分（例えば、翌日予約分の患者の資格確認をまとめて行うための一括照会機能を追加するため必要なレセコンの改修）については補助の対象となりますので、内訳書には、補助対象となる部分とそれ以外の部分に分けて記載いただくようベンダーに依頼してください。</p> <p>Q. オンライン資格確認システムの導入において補助の対象となるレセコン改修の具体的な内容はどのようなものになりますか。</p>	<p>A. レセコン改修においては、オンライン資格確認システムから資格確認端末を経由して資格情報を連携（要求・取り込み）する基本的な機能のほか、医療機関等職員の資格登録・確認事務の利便性が大きく向上する機能が求められます。職員の利便性向上に資する機能としては、具体的な例として、下記の機能が挙げられます。</p> <p>A. オンライン資格確認関係の補助金等の申請には、保険医療機関等に割り振られる医療機関等コードなどが必要です。新規開設の準備段階でまだ医療機関等コードが割り振られない場合はお手数ですが、個別に支払基金までお問い合わせください。</p> <p>Q. 医療機関等を新規開設するための準備段階の状況なのですが、オンライン資格確認を導入するため補助金の交付を申請できますか。</p>	<p>A. オンライン資格確認の導入、薬剤情報及び特定健診情報の閲覧に必要となるマイナンバーカードの読み取り・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、ネットワーク環境の整備、セブトコンピューター（以下「レセコン」という）等の既存システムの改修等に係る費用が対象となります。詳細は、以下のとおりです。</p> <p>A. オンライン資格確認に必要な通信回線であるため、補助金の対象となります。オンライン資格確認を実施せず、セブトオンライン請求のためだけに回線環境を導入する場合は、補助金の対象外となります。</p> <p>Q. 実施要領第2の1(2)について、交付対象範囲の詳細を教えてください。【</p> <p>Q. オンライン資格確認に併せ、未実施のセブトオンライン請求の回線環境を導入した場合は、補助金の対象となりますか。</p>	<p>A. オンライン資格確認は、セブトオンライン請求※の通信回線を利用する必要があります。このため、セブトオンライン請求の医療機関等への支援（指導料、端末のセットアップ、接続確認等）について、オンライン資格確認導入の支援と併せて実施された場合は、補助金の対象となります。なお、補助金申請後に支援が実施された場合は、補助金の対象外となります。</p> <p>※ セブトオンライン請求を開始するためには、別途セブトオンライン請求の利用申請及び当該セットアップが必要となります。</p> <p>Q. セブトオンライン請求実施のための医療機関等への支援費用（指導料、端末のセットアップ、接続確認等）は、補助金の対象となりますか。</p>
---	--	---	--	---

補助金対象一覧

項目	内容
資格確認端末関係 (厚生労働省が示す仕様書の基準を満たした製品に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> 資格確認端末 (Windows10 IoT Enterprise LTSC、その他オンライン資格確認の稼動が可能なものに限る) の購入費 ネットワークインターフェースカード (NIC) の購入費 汎用カードリーダーを顔認証付きカードリーダーの予備として整備する場合の購入費 (顔認証付きカードリーダーを導入せずに汎用カードリーダーのみを購入する場合は対象外) 現物提供の対象台数を超えて購入する顔認証付きカードリーダー（販賣所が購入する2台目等）の購入費 既存機器（再来受付機等）に顔認証機能を付加するための改修費
顔認証付きカードリーダーの関係	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク設定作業等に係る費用（院内ネットワークの設定に伴う作業人件費及び院外ネットワークに新規でオンライン請求回線を導入する場合の初期費用を含む。） オンライン請求回線の帯域増強に係る経費（契約変更に係る初期費用）
ネットワーク設定作業等	<ul style="list-style-type: none"> ルーター、スイッチングハブ、LANケーブル、ファイバーオプル機器等の購入費
院内のネットワーク関連機器	<ul style="list-style-type: none"> オンライン資格認用クライアント証明書の取得費
電子証明書関係	<ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認等対応版の購入又はバージョンアップに係る経費（標準的な機能改善・セキュリティパッチ等の費用を含む） 導入費（当該導入に付随する施設職員の指導等及び全体テストに係る経費を含む）
セセコン等の既存システムの改修に係るパッケージソフトの購入及び導入	<ul style="list-style-type: none"> 病院及び診療所にて、薬剤情報及び特定健診情報の閲覧のための電子カルテ等の改修に係る経費
その他の	<ul style="list-style-type: none"> 薬局にて、薬剤情報の閲覧のための調剤システム等の改修に係る経費 保険医療機関等にて、施設職員へのオンライン資格確認等の導入に関する指導に係る経費 再来受付機については、オンライン資格確認等の導入のために改修する経費（当該改修に付随する施設職員の指導料等、顔認証のデバイス及びアプリケーションの導入に係る経費等）

オンライン資格確認関係補助金申請手順書

- 前提として補助金申請には以下の書類が必要となります。

医療機関等向けホームページ

医療機関等向けホームページサイト

The screenshot shows a standard website layout with a header, navigation menu, and content area. A red box highlights the 'ログイン' (Login) button in the bottom right corner.



ログイン

情報保護管理体制
オンライン資格認証・医療情報化支援
社会保険診療報酬支払基金

電話番号：0800

メールアドレス：[REDACTED]

Copyright © H

サイトのご利用にあたって
情報漏洩防止
システム開発者

メールアドレスとパスワードを入力し、個別のページにログインしてください。

領収書（写）

システムベンダーへの精算がわかる書類となります。
見積書では精算の確認ができないことから、証拠書とは認められませんのでご注意ください。

領収書内訳書（写）

税込の金額で領収書の内訳を記載してください。
領収書と領収書内訳書の金額の合計は、一致する必要があり
ます。
補助上限額を上回っている場合、補助対象外の場合であっても、
領収書に金額が含まれていれば記載が必要です。

オンライン資格確認等事業完了報告書

オンライン資格確認利用申請、電子証明書発行申請が終了し
ており、顔認証付きカードリーダーを活用したオンライン資格確認
の導入のためのシステム整備等が整った旨を報告いただきます。

書順手請申金助補關係認確資格オンライン

オンライン登録確認・医療情報化支援基盤サイト

卷之三

卷之二

刊用申請・補助申請

請申請補助金係統操作權

登録内容を確認する

ログイン後表示されるマイページの「オンライン資格確認関係補助金申請」を押下し、申請書面を提出します。

オンライン資格確認・医療情報化支援基金開設
社会保険診報酬支払基金 オンライン資格確認等システム開発準備室
電話番号：0800-8007121（通話無料）



Copyright © Health Insurance Claims Review & Reimbursement services. All Rights Reserved.

オンライン資格確認関係補助金申請手順書

オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係
医療機関等向けポータルサイト

■ オンライン資格確認関係補助金申請

区分 病院

※オンライン資格確認等の送入にかかる総額を入力

※適用される補助限度額

※「計算する」ボタンを押下すると表示されます。

補助限度額

カードリーダーを2021/4/1以降に申込まれた場合は比較額と補助限度額のうち低い方の金額が適用されます。

※「計算する」ボタンを押下すると表示されます。

補助金申請

- ポータルサイトからアップロード
- 書面にて郵送

証拠書類の提出方法 郵便

ここにファイルをドラッグ＆ドロップしてください。

証拠書類のアップロード

ファイルが選択されています。

機器申込合計台数

合計台数

情報保護管理体制 関連サイト サイトのご利用にあたって

オンライン資格確認関係補助金申請手順書

オンライン資格確認・医療情報収集支援基金関係
医療機関等向けポータルサイト

■ オンライン資格確認関係補助金申請

区分	※選択
給事葉費	止付
補助限度額	<input type="text" value="2000000"/> <input type="button" value="計算する"/>
補助金申請書類	<input type="checkbox"/> 指定書類の提出方法：郵送
証拠書類の提出方法	<input checked="" type="checkbox"/> ポータルサイトからアップロード
書面にて郵送される場合は不要です。	<input type="checkbox"/> 書面にて郵送

補助金を交付する額が表示されます。
なお、**千円未満は切り捨てとなります。**

領収書（写）等の証拠書類をアップロードするか、または、書面で郵送するかのいずれかのラジオボタンを選択してください。

証拠書類をPDF又はZIPで1ファイルとしてアップロードしてください。
※PDF・ZIP以外のファイルはアップできません。
※複数ファイルはアップできません。

書面の場合の郵送先
〒105-0004
東京都港区新橋2-1-3
社会保険診療報酬支払基金 情報化支援部
医療情報化支援助成課

「計算する」を押下した後の画面です。

オンライン資格確認関係補助金申請手順書

オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係
医療機関等向けポータルサイト

■ オンライン資格確認関係補助金申請

区分	病院
施事業者	2,000,000円
補助限度額	2,101,000円
補助金申請額	2,000,000円
証拠書類の提出方法	書面にて郵送

機器申込合計台数

合計台数

入力画面に表示
上記の内容で確定する

表示された金額を確認して問題ない場合は「上記の内容で確定する」を押下してください。誤つている場合は「入力画面に戻る」を押下してください。

情報保護管理体制 開運サイト ライドのご利用にあたって
オンライン資格確認・医療情報化支援 社会保険診療報酬支払基金
基金関係 オンライン資格確認システム開発準備室
医療機関等向けポータルサイト 電話番号：0800-0804583（通話無料）
※月曜日～金曜日8：00～18：00 土曜日8：00～16：00（いす
れも祝日を除く）

メールでのお問い合わせ

オンライン資格確認関係補助金申請手順書

- 申請完了の画面が表示されます。

オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係
医療機関等向けポータルサイト

■ オンライン資格確認関係補助金申請

送信が完了しました。
ありがとうございました。

この画面を閉じる場合はブラウザを閉じてください。

登録されたメールアドレスに申し込み完了メールが届きます。

情報保護管理体制 関連サイト サイトのご利用にあたって
オンライン資格確認・医療情報化支援 社会保険診療報酬支払基金
基金関係 オンライン資格確認等システム開発準備室
医療機関等向けポータルサイト 電話番号：0800-0804583（通話無料）
※月曜日～金曜日8：00～18：00 土曜日8：00～16：00（いす
れも祝日を除く）

メールでのお問い合わせ

Copyright © Health Insurance Claims Review &Reimbursement services. All Rights Reserved.

別紙

オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係 医療機関等向けポータルサイト

音読みみあげ ふりがな 表示色 A A 文字サイズ

サイト内検索 キーワードを入力 検索

オンライン資格
確認ってなに？

アカウント登録
される方

利用申請・補助申請
される方

よくあるお問い合わせ

各種資料ダウンロード

[トップページ](#) > 5. 補助金申請

5. 補助金申請

補助金申請の全体の流れ

・補助金申請の全体の流れ

補助金申請の全体の流れを説明しておりますので、初めにこちらをご確認ください。

・こちらの、①補助金申請の流れ・②申請のフローチャートをご覧ください。

補助金の限度額

・顔認証カードリーダーを令和3年3月31日までに申請（加速化プラン対象）

病院（顔認証付きカードリーダーを1台申請）	補助限度額は210.1万円まで
病院（顔認証付きカードリーダーを2台申請）	補助限度額は200.2万円まで
病院（顔認証付きカードリーダーを3台申請）	補助限度額は190.3万円まで
大型チェーン薬局	補助限度額は 42.9万円まで
診療所又は大型チェーン薬局以外の薬局	補助限度額は 42.9万円まで

・顔認証カードリーダーを令和3年4月1日以降に申請（加速化プラン対象外）

【補助金対象に係る総事業費 × 補助率】と 補助限度額を比較して少ない額を交付額とする。

病院（顔認証付きカードリーダーを1台申請）	補助率 1 / 2	補助限度額は105 万円まで
病院（顔認証付きカードリーダーを2台申請）	補助率 1 / 2	補助限度額は100.1万円まで
病院（顔認証付きカードリーダーを3台申請）	補助率 1 / 2	補助限度額は 95.1万円まで
大型チェーン薬局	補助率 1 / 2	補助限度額は 21.4万円まで
診療所又は大型チェーン薬局以外の薬局	補助率 3 / 4	補助限度額は 32.1万円まで

詳細はこちらの「[保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金実施要領](#)」をご覧ください。

補助金を受け取るための手続きをする

①医療機関等ポータルサイトから申請する場合

必要な書類

申請に必要な書類は次の3つとなります。

領収書(写)、領収書内訳書(写)、オンライン資格確認等事業完了報告書

- ・それぞれの様式や記載例についてはこちら（リンク先の③必要書類）をご覧ください。

補助金申請手順

必要な書類がすべて用意できましたら、以下の手順をご確認いただき、補助金の申請をしてください。

- ・補助金手順書（PDF：785.1 KB）

医療機関等ポータルサイトからの申請で、必要な書類3つを郵送にて送付する場合は、下記までご郵送ください。

〒105-0004

東京都港区新橋2-1-3

社会保険診療報酬支払基金 情報化支援部 医療情報化支援助成課

②郵送で申請する場合

原則、ポータルサイトからの申請としておりますが、難しい場合は郵送での申請も可能となっております。

申請に必要な書類は次の4つとなります。

※医療機関等ポータルサイトから申請する場合と必要な書類が異なりますのでご注意ください。

領収書(写)、領収書内訳書(写)、オンライン資格確認等事業完了報告書、オンライン資格確認等関係補助金交付申請書

- ・それぞれの様式や記載例についてはこちら

(リンク先の「オンライン資格確認関係補助金申請について知りたい方はこちら」をご覧ください。)

必要な書類がすべて用意できましたら、下記までご郵送ください。

〒105-0004

東京都港区新橋2-1-3

社会保険診療報酬支払基金 情報化支援部 医療情報化支援助成課

情報保護管理体制 関連サイト サイトのご利用にあたって

オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係

医療機関等向けポータルサイト

オンライン資格確認に関するお問い合わせ先

オンライン資格確認等コールセンター：0800-0804583（通話
無料）

月曜日～金曜日8：00～18：00 土曜日8：00～16：00（いす
れも祝日を除く）

メールでのお問い合わせ

※オンライン請求に関するお問い合わせ先「オンライン請求関係相談窓

口」

※システムベンダ・事業者向けのお問い合わせ先「医療機関等ONS」

社会保険診療報酬支払基金 情報化企画部・情報化支援部